

食物アレルギー調査票（個票）

令和 年 月 日

この調査は「食物アレルギー」に関するものであり、「嫌いな食べ物、苦手な食べ物」の調査ではありません。
基本は、普通食からの除去・代替になります。また、状況により対応をお断りすることもあります。

団体名			
児童生徒名		学年・組	年 組
保護者名		生年月日	年 月 日（ 歳）

1. 学校給食や家庭での食事について

学校給食や家庭での食事代替食などの対応をしている。（ はい ・ いいえ ）

2. 医師の診断等について

医師の診断を受けたことがありますか。（ はい ・ いいえ ）

医師の最終診断はいつですか。（ 年 月頃）

医師からの書面での証明はありますか。（ はい ・ いいえ ）

アナフィラキシーショックの経験（ 有 ・ 無 ）

エピペンの処方について（ 有 ・ 無 ）

3. アレルギーの状況について

アレルギーの症状がでる食品に○を付けてください。

原因食品 該当するものにすべて○ をつけ、それ以外の食品 は、具体的に記入。	卵・乳・小麦・そば・落花生・あわび・いか・いくら・エビ・オレンジ・かに・キウイフル ーツ・牛肉・くるみ・鮭・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・リンゴ・ ゼラチン・バナナ・ゴマ・カシューナッツ・その他 ()
疾病名	
原因食品を食した時に現 れる症状	

4. 対応が必要な原因食品ごとに該当するものに○を付け、それ以外は具体的に記入してください。

※生卵・さしみ等、野菜以外は生の状態での提供はありません。

- A) 加熱してあれば食べられる。(卵など)
- B) 原因食品が入っていても自分で取り除けば、その料理は食べられる。
- C) 少量なら食べられる。(魚フライのつなぎの卵など)
- D) 原因食品その物自体を全く食べられない。
- E) エキス等も不可であり、揚げ油なども別で調理の必要がある。

原因食品	対応	備考欄
例) たまご	A・B・C・①・E	マヨネーズ等不可
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	

5. その他

健康管理上等で配慮が必要な 場合や、特記事項などを記入	
--------------------------------	--

記入例

食物アレルギー調査票（個票）

令和 年 月 日

この調査は「食物アレルギー」に関するものであり、「嫌いな食べ物、苦手な食べ物」の調査ではありません。
基本は、普通食からの除去・代替になります。また、状況により対応をお断りすることもあります。

団体名			
児童生徒名		学年・組	年 組
保護者名		生年月日	年 月 日（ 歳）

6. 学校給食や家庭での食事について

学校給食や家庭での食事代替食などの対応をしている。（ はい ・ いいえ ）

7. 医師の診断等について

医師の診断を受けたことがありますか。（ はい ・ いいえ ）

医師の最終診断はいつですか。（ 年 月頃）

医師からの書面での証明はありますか。（ はい ・ いいえ ）

アナフィラキシーショックの経験（ 有 ・ 無 ）

エピペンの処方について（ 有 ・ 無 ）

8. アレルギーの状況について

アレルギーの症状がでる食品に○を付けてください。

【留意点】

※1 保護者記入をお願いします。

※2 内容については、伊田食品（自然の家食堂従事者）から直接電話にて確認をさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

原因食品 該当するものにすべて○をつけ、それ以外の食品は、具体的に記入。	卵・乳・小麦・そば・落花生・あわび・いか・いくら・エビ・オレンジ・かに・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・鮭・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・リンゴ・ゼラチン・バナナ・ゴマ・カシューナッツ・その他 ()
疾病名	
原因食品を食した時に現れる症状	

9. 対応が必要な原因食品ごとに該当するものに○を付け、それ以外は具体的に記入してください。

※生卵・さしみ等、野菜以外は生の状態での提供はありません。

F) 加熱してあれば食べられる。(卵など)

G) 原因食品が入っていても自分で取り除けば、その料理は食べられる。

H) 少量なら食べられる。(魚フライのつなぎの卵など)

I) 原因食品その物自体を全く食べられない。

J) エキス等も不可であり、揚げ油なども別で調理の必要がある。

原因食品	対応	備考欄
例) たまご	A・B・C・①・E	マヨネーズ等不可
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	
	A・B・C・D・E	

10. その他

健康管理上等で配慮が必要な場合や、特記事項などを記入	
----------------------------	--

ご利用団体 様

食事数の変更等についての確認事項

利用団体の食事に関する変更・キャンセル等が発生した場合は、下記の要領に基づき食堂業者の利用団体の間で、直接手続きを行うものとします。

記

1 食数の変更について

- (1) 食事を全てキャンセルする場合、利用日の3日前（土日祝日を除く）までの連絡で対応可能とします。
- (2) 食数の増減については、利用日の2日前（土日祝日を除く）までの連絡で変更の対応可能とします。
ただし、急病等の理由による変更の場合は、利用日当日の午前9時までの連絡で対応可能とします。
- (3) 台風等の自然災害や不可抗力とみなされる事由によるキャンセルについては、その都度、対応します。

2 連絡先

食事に関する連絡（食事数の変更やキャンセル等）は、少年自然の家食堂（099-244-0789）または、伊田食品株式会社（099-257-3737）までご連絡ください。

※ 利用施設、利用日、団体名、変更内容、連絡先等をお伝えください。

3 その他

- (1) 食事代金は、現金をお持ち込みの場合は、直接食堂にお支払いください。また、後日支払いでの請求書発行もできます。その際は事前にお申し出ください。
- (2) 食事代金のお支払は、食堂利用の利用最終日の食後をお願いします。